平成２３年（フ）第１２１１１号
東京都武蔵野市吉祥寺南町１丁目６番３号
破産者　株式会社エス・エー・エム
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２１１２号
神奈川県横浜市鶴見区本町通２丁目51　第３マルセンビル203、開始決定時の住所神奈川県横浜市鶴見区本町通２丁目51　第３マルセンビル
破産者　鈴木　伸次
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３６２号
千葉県流山市南流山１丁目15番地８号
破産者　有限会社オプトサービス
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３６３号
千葉県野田市みずき４丁目３－１
破産者　平野　眞一
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２４９２号
埼玉県越谷市大間野町２丁目199―１―304、開始決定時の住所埼玉県越谷市大間野町２丁目199―１―407
破産者　芹川　一哉
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７６７号
東京都葛飾区奥戸６丁目21番10号
破産者　有限会社イトウ商会
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３７６８号
東京都葛飾区亀有１―10―11―701、住民票上の住所東京都葛飾区奥戸６丁目21―10
破産者　伊藤　惠造
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５５０号
神奈川県茅ヶ崎市堤80―１　メゾン北湘２号棟205
破産者　西山　　敦
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４８６６号
東京都足立区綾瀬２丁目45―６
破産者　吉田　清子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６０４２号
東京都中央区東日本橋３丁目７番７号
破産者　ＮＴ株式会社
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１３９号
千葉県流山市南流山７丁目32番地の３
破産者　株式会社島商
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６１４０号
千葉県流山市南流山７丁目23―14―101
破産者　島本　克彦
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３１１号
千葉県千葉市中央区祐光２丁目７番地　サニータウン227号
破産者　有限会社エス・アール・ビイ
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３５３号
東京都港区三田３丁目７番18号　ザ・イトヤマタワー141
破産者　株式会社アンペリアル
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３５４号
東京都港区芝浦４丁目９―35―204、開始決定時の住所東京都港区三田３丁目７―18―141
破産者　小林　桃子
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４０６号
東京都渋谷区東３丁目17番12―307号
破産者　株式会社イントロ・ハイテック
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４０７号
東京都目黒区三田１丁目４－４―1218、開始決定時の住所東京都渋谷区恵比寿南１丁目21―８―305
破産者　陳　　淑絹
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５０８号
東京都葛飾区堀切４丁目48番９号
破産者　株式会社カワハラ
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６５０９号
東京都葛飾区堀切４丁目48―９
破産者　川原　義勝
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３０１号
東京都板橋区富士見町12―７―305
破産者　松井　愛歌（旧姓千葉）
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７３０３号
神奈川県小田原市東町４丁目１―９
破産者　若狭　玲亜
1　決定年月日　平成24年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部